平成29年度 福岡市·九州離島広域連携事業 (広域観光戦略策定等業務委託)

提案競技実施要項

福岡市•九州離島広域連携協議会

「資料]

資料1 広域観光戦略策定等業務委託仕様書

[様式]

様式1 参加意思表明書

様式2 提案競技質問書

様式3 類似業務実績調書

この提案競技実施要項は、広域観光戦略策定等業務委託にかかる相手方候補者を選定するための提案競技に参加される方(以下、「提案者」という。)が留意すべき事項を定めたものです。

提案者は、以下の事項を十分に踏まえた上で、提案を行ってください。

1 業務名称

平成 2 9 年度 福岡市·九州離島広域連携事業 (広域観光戦略策定等業務委託)

2 業務目的

福岡市と福岡市からダイレクトアクセスを持つ離島が連携して、それぞれの島の独自性を活かしつつ各離島の地域資源や取組に磨きをかけるとともに、広域観光戦略を策定し、更に各島の観光連盟や観光関係従事者、旅行会社、交通事業者等とも協力しながら課題解決に向けた具体的な取組を展開する。それにより、福岡市は「九州のハブ」として、「離島に直結した大都市」という新たなブランドイメージを獲得し、5つの離島は、福岡市を介して離島に通じる広域交流を活発化させ、認知度向上、交流人口の増加、地域経済の活性化を図っていく。

なお、各離島の課題・魅力には「共通するもの」、「各島独自のもの」が存在するため、 その両側面を捉えた観光戦略・取組を展開することとする。

- 3 履行期間 契約締結日から平成30年3月30日まで
- **4 提案限度価格** 20,400,00円(消費税及び地方消費税相当額を含む) を上限とする。

5 委託内容

資料1「広域観光戦略策定等業務委託」仕様書のとおり

6 スケジュール

(1)	募集開始	平成29年	6月20日	(火)	
(2)	参加意思表明書提出	平成29年	6月30日	(金)	17時まで
(3)	質問締切	平成29年	7月 4日	(火)	17時まで
(4)	提案締切	平成29年	7月12日	(水)	17時まで
(5)	プレゼンテーション	平成29年	7月20日	(木)	予定
(6)	事業者決定	平成29年	7月24日	(月)	予定
(7)	契約締結	平成29年	7月28日	(金)	予定

7 提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの 提案競技に参加することができません。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、協議会の構成自治体である4市2町(福岡市、対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町、屋久島町)から、競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、協議会の構成自治体である4市2町(福岡市、対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町、屋久島町)の競争入札参加停止等措置要領等に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5)消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6)会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

8 参加意思表明書の提出

提案競技に参加を希望する者は、必ず参加意思表明書を提出してください。 下記書類の提出がない者の参加は認められません。

(1) 提出書類

①構成自治体のホームページでダウンロードした参加意思表明書(様式1)

(2) 提出期限・提出方法

平成29年6月30日(金) 17時まで(必着)に「18書類送付先・問合せ 先」宛に郵送(必着)又は持参してください。

※郵送の場合については、特定記録又は簡易書留で送付してください。

9 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、平成29年7月4日(火)17時までに提案競技質問書(様式2)に記載の上、「18書類送付先・問合せ先」宛にEメ

ールで提出し、提案競技質問書を提出した旨を電話で連絡してください。質問に対する回答は、受付後3営業日以内に、参加意思表明書を提出した全事業者に対して Eメールで送付します。(原本は後日郵送してください。)

10 提案書の提出

提案競技の参加者は、別紙仕様書の内容に基づき、企画提案書を提出してください。

- (1) 提出期限 平成29年7月12日(水)17時まで
- (2) 提出方法 郵送又は持参

※郵送については、協議会構成自治体担当部署へ直接送付してください。 ※郵送の場合については、特定記録又は簡易書留で送付してください。

●協議会構成自治体 部署及び送付先、送付数

	協議会構成自治体 担当部署	送付先	送付数	
1	福岡県福岡市	810-8620		
	経済観光文化局観光コ	福岡市中央区天神1丁目8-1	副1部	
	ンベンション部プロモ	電話 092-711-4355		
	ーション推進課			
2	長崎県対馬市	817-0022		
	観光交流商工部	対馬市厳原町国分 1441	副1部	
	観光商工課	電話 0920-53-6111		
3	長崎県壱岐市	811-5192	元 1 如	
	企画振興部	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	正1部	
	地域振興推進課	電話 0920-48-1137	副3部	
4	長崎県五島市	853-0015		
	地域振興部	五島市東浜町 2-1-1	副1部	
	観光物産課	電話 0959-74-0811		
5	長崎県新上五島町	857-4211		
	観光商工課	長崎県南松浦郡新上五島町有川郷	副1部	
		720-1		
		電話 0959-42-3851		
6	鹿児島県屋久島町	891-4292		
	商工観光課	鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦	副1部	
		1593		
		電話 0997-43-5900		

(3)提出書類

下記①から⑦までの書類を提出してください。なお、①から④については、協議会の構成自治体である4市2町(福岡市、対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町、屋久島町)のいずれかの自治体で「登録業者名簿」に登録されている事業者は提出不要です。登録されていない事業者は「18 書類送付先・問合せ先」宛に提案書等と併せて提出してください。

- ①会社概要(事業概要が分かるパンフレットでも可) 1部
- ②法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明 1部
- ③4市2町(福岡市、対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町、屋久島町)の市町 税に係る徴収金に滞納がないことの証明 1部

※4市2町に事業所がない場合は、本社所在地の市区町村が発行する証明

- ④法人登記簿(現在事項全部証明書) 1部
- ⑤事業提案書 正1部、副8部
 - ・提案者は、資料1「仕様書」の内容を十分に踏まえた上で、本作成要領に従い提案書を作成してください。
 - ・提案書の作成にあたっては、専門知識を有しない者でも容易に理解できる配 慮を行うなど、見やすく明確な提案書としてください。
 - ・提案書のページ上限は、20ページ以内(表紙、目次、様式4を除く)とします。提案書は、A4サイズ横書き、上部綴じとしてください。フォントは自由ですが、文字サイズは、図表中の文字を除き、11ポイント以上としてください。
 - ・提案書表紙の次のページは目次とし、提案書には表紙、目次を除きページ番号を一連で付してください。
 - ・<u>提案書(正)については、参加事業者名を記載し、代表者印を押印したもの</u> を1部提出してください。
 - ・<u>提案書(副)は、全般にわたって参加事業者名が分からないようにしてくだ</u> さい。
 - ・実施内容・実施体制(本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者等が 分かる体系図)、スケジュール等を記載してください。
 - ・なお、事業提案書の内容を実施するために必要な経費は、すべて見積書に記載してください。
- ⑥見積書(本業務期間内に要する経費) 正1部、副8部
 - ・様式自由、A4横書き、枚数制限なし
 - ・見積書(正)については、参加事業者名を記載し、代表者印を押印したものを1部提出してください。
 - ・見積書(副)は全体にわたって参加事業者名が分からないようにしてくださ

١ ٧

- ・本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額としてください。また、 本業務遂行の為の各自治体への交通費等についても見積額に含んでください。
- ・経費の内訳については、できる限り詳細に分けて記載してください。
- ⑦類似業務実績調書(様式3) 正1部、副8部
 - ・本業務と同種または類似業務の実績があれば必要事項を記入し提出してくだ さい。実績がない場合は、提出は不要です。
 - ・<u>類似業務実績調書(正)については、参加事業者名を記載し、代表者印を押</u> 印したものを1部提出してください。
 - ・<u>類似業務実績調書(副)は全体にわたって参加事業者名が分からないように</u> してください。

(4) その他

- ・1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。
- ・提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- ・契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案してください。
- ・提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とします。

11 審査概要

応募された提案書に基づき、提案内容及び見積額等について総合的に審議し、優秀案を選考します。審査基準は別表1のとおりです。選考結果は、事業者決定後、速やかに全ての提案者に通知します。

(1) プレゼンテーションの実施

提案書の提出があった事業者を対象にプレゼンテーション及び質疑を行います。プレゼンテーションは、契約を締結した場合に本業務を主に担当する方が行ってください。

なお、プレゼンテーションの詳細な時間・場所は、7月13日(木)17時までに対象事業者にEメールにて通知します。

①開催日: 平成29年7月20日(木)(予定)

②場 所: 福岡市役所内会議室(予定)

③時間: 説明20分、質疑応答20分(予定)

※出席者は1事業者3名までとします。

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行ってください。追加資料の配布はできません。

※プレゼンテーションに器材などが必要な場合には、提案者側で用意してくだ

さい (プロジェクター、スクリーンについては当方で準備します)。

④審 議:選考委員会で提案内容を審議し、最も優秀と認められる事業者(採択 予定事業者)を選考します。

⑤選考結果通知:7月24日(月)にEメールにて連絡する予定です。(原本は後日郵送します)

別表1

評価項目及び評価基準

審査項目		審査基準	配点
業務執行能力	(1)執行体制	業務を実施するにあたり、円滑に進められる必要	
		かつ十分な体制であるか。	1 0
		業務を遂行する上で必要な知見、専門知識等及び	
		業務実績を有しているか。	
	(2)企画提案全般	事業参画自治体の特徴を把握したうえでの企画内	
		容となっているか。	1 0
		平成28年度の事業、地域再生計画を勘案した事	1 0
		業提案となっているか。	
		年度毎の業務内容が適切でステップアップできる	1 0
		ものか。	1 0
		実施スケジュールが無理のないものであるか。	1 0
企画提案内容	(3)人材育成等	人材育成を効果的に企画・実施される提案となっ	1 0
		ているか。	1 0
		各地域の人材が将来的な自走・自立に繋がるよう	1 0
		な内容やビジョンとなっているか。	1 0
	(4)戦略策定組織に	効果的な広域観光戦略を策定し検証していくこと	1 0
	ついて	ができる提案となっているか。	1 0
		当組織が十分な情報共有ができる仕組みが作られ	1 0
		ているか。	1 0
	(5)事業者間連携·	当協議会が他に契約する業務の受注者との密な連	
	各業務の工程管理	携体制を図りながら業務を進めるための体制とな	1 0
		っているか。	
	(6) 積算内訳	予算配分が適切であるか。	1 0
		合 計	100

12 提出書類の取り扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2)提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、協議会との協議により、内容の変更を求めることがあります。
- (5)提出期限以降の提出書類の変更、差替え及び再提出は認めません。(ただし、 発注者が変更等を求める場合を除く)

13 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- (1)条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 選考委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 業務推進に必要な手続きを行わない場合

14 契約

(1) 選考委員会での選定に基づき、協議会は最も優秀と認められる事業者を決定し、当該提案を行った参加事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

15 委託における著作権等の権利の取り扱い

- (1) この委託で調査・制作された物やデータ等(以下「制作物」という。)に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は、福岡市・九州離島広域連携協議会(以下、「協議会」という。)に帰属するものとします。
- (2)協議会は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者又は受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとします。
- (3)協議会は、制作物を他の用途に使用できるものとします。また、協議会が認める場合には、受託者は、第三者による使用を了承するものとし、使用料がかからないこととします。
- (4)(3)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとします。

(5) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとします。

16 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) この資料を他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、契約交渉者との協議のうえ変更することがあります。
- (5) この委託で制作された成果品は、協議会に帰属するものとします。
- (6)参加意思表明書提出以降に参加を辞退する場合は書面にて通知してください。 参加辞退は自由であり、当該辞退による不利益な扱いは致しません。

17 添付資料

- (様式1)参加意思表明書
- (様式2) 提案競技質問書
- (様式3)類似業務実績調書

18 書類送付先・問合せ先

福岡市 • 九州離島広域連携協議会事務局

壱岐市企画振興部地域振興推進課

〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562

E-mail: iki-shinkou@city.iki.lg.jp

電話番号: 0920-48-1137

ファクシミリ:0920-47-4360

(注意) 平成28年度の事業に関する資料につきましては、参加意思表明書を提出した提案者へEメールにてデータでお送りします。(お送りできないものもございます。ご了承ください。)

個人情報保護により、お送りするデータには氏名等の個人情報を伏せていますが、危機管理意識に基づき、健全かつ安全に取り扱ってください。